

お 知 ら せ
平成 26 年 6 月 10 日

医科診療行為マスターの新設について

平成 26 年厚生労働省告示第 5 7 号のただし書きにより、平成 26 年 7 月 1 日から適用となる医科点数表第 1 章第 2 部通則 8 の規定に関するコードを下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

1 新設コード

医科点数表第 1 章第 2 部通則 8 に該当する場合には下表の診療行為コードをご使用ください。

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	点数識別	点数
A100-00	190182590	栄養管理体制減算規定該当（入院基本料）	8	40
A100-00	190182690	栄養管理体制減算規定該当（特定入院料及び短期滞在手術等基本料 2）	8	40

2 留意事項

医科点数表第 1 章第 2 部通則 8 の基準に該当する保険医療機関については、以下のとおり記録することになりますので、ご留意願います。

入院基本料及び特定入院料について

入院基本料（特別入院基本料等を除く）を算定する場合「190182590：栄養管理体制減算規定該当（入院基本料）」、特定入院料を算定する場合「190182690：栄養管理体制減算規定該当（特定入院料及び短期滞在手術等基本料 2）」を同日に記録します。

短期滞在手術等基本料について

短期滞在手術等基本料 2 を算定する場合は「190182690：栄養管理体制減算規定該当（特定入院料及び短期滞在手術等基本料 2）」を同日に記録します。短期滞在手術等基本料 2 を算定しない日は記録しません。

短期滞在手術等基本料 3 を算定する場合は、その入院期間において当該新設コードは記録しません。